

◇国際会議報告◇

IFRS-IC 会議（2025 年 3 月）出席報告

公益社団法人日本証券アナリスト協会 企業会計研究会委員

IFRS 解釈指針委員会委員

ASBJ 保険契約専門委員会専門委員

辻野 菜摘**1. はじめに**

2025 年 3 月 11 日、IFRS 解釈指針委員会（IFRS Interpretations Committee）が開催された。今回はバーチャルのみで、2 時間半のミーティングだった。

2. 全体のスケジュール

議題は、アジェンダ決定に関する件、3 件だった。①他の企業の債務に対して発行する保証契約（Guarantees issued on obligations of other entities）、②授業料から生じる収益の認識（IFRS 15、Revenue from contracts with customers）、③気候関連コミットメントから生じる費用（カーボンクレジットや調査費用）の無形資産認識（IAS 38 Intangible Assets）。

その他はハイパーインフレ経済における会計（IAS 29 Financial Reporting in Hyperinflationary Economies）の前年度比較のための前年度数値の修正方法についての公開草案について委員からのフィードバックが求められた。

3. 議事概要

- 1) ①に関しては 2024 年 9 月に基準設定プロジェクトに追加しないことを暫定的に決定してあったものであり、今回基準設定プロジェクトに追加しないことを決定した。筆者も同意した。IASB が同意すれば 2025 年 4 月にリリースされる。IFRS 9 での保証の定義では、もともとなる debt instrument の支払いが履行されずに損失が生じた場合に支払いを行う契約というところでの debt instrument の定義がされていないことで、企業ごとの会計手法の適用方法の差になっているのではないかという点が 2024 年 4 月の委員会でも取り上げられていたが、debt instrument の意味の解釈は作成者が判断することで合意した。

- 2) ②に関しては、2024 年 9 月に基準設定プロジェクトに追加しないことを暫定的に決定してあったものであり、今回基準設定プロジェクトに追加しないことを決定した。筆者も同意した。IASB が同意すれば 2025 年 4 月にリリースされる。
- 3) ③については、カーボンクレジットに関しては排出物価格設定メカニズム（Pollutant Pricing Mechanism）で協議する一方、研究開発費用については、計上方法に差はでないため、新たな基準を設定する必要はないと 2024 年 11 月に暫定的に決定してあったものであり、今回基準設定プロジェクトに追加しないことを決定した。筆者も本決定に同意した。IASB が同意すれば 2025 年 4 月にリリースされる。気候関連コミットメントに係る研究開発費用を無形資産には計上すべきではないという意見にはほとんどの委員が賛成しており、資産と負債が必ずしもリンクしていないという点が何度も指摘されている。
- 4) ハイパーインフレ経済における会計（IAS29 Financial Reporting in Hyperinflationary Economies）の前年度比較のための前年度数値の修正方法についての公開草案については、提案されている案は従来よりは簡便にはなるが、為替レートとインフレ率が必ずしも整合的に動かない点が問題である等の意見があった。筆者からは、比較のための過去の数値の調整方法に正解はないので、実務的に簡便なものを選べばよいであろうということと、一方で、ハイパーインフレではない国で事業をしている主な子会社の主要な利益指標を前年度も含めて開示するなど補足開示を工夫したらどうかと提案した。筆者のポジションはユーザー・アナリスト枠のため、ユーザーの視点での提案を重視している。

4. 次回の予定

6 月 25-26 日、5 月上旬には、正式決定の予定だ。